

**問3** 鹿児島県内で裁判員などになる確率は？

▼1年間で裁判員候補者になる確率



\*対象事件を年間30件、1件100人の候補者を想定した場合

▼1年間で裁判員または補充裁判員になる確率



\*対象事件を年間30件、1件裁判員6人、補充裁判員2人を想定した場合

**問4** 裁判員となるために仕事を休むことは認められますか？

裁判員となるために必要な休みを取ることは法律で認められていますし、裁判員として仕事を休んだことを理由として、会社が解雇などの不利益な取り扱いをすることは法律で禁じられています。

**問5** 裁判員はどのようにして選ばれるの？

**1** 裁判員候補者名簿を作成します。  
選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年くじで選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります

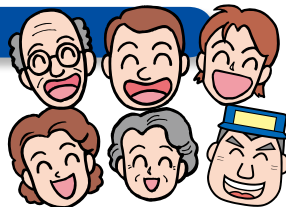
**2** 候補者へ通知・調査票の送付

**3** 事件ごとにくじで、裁判員候補者が選ばれます。  
事件ごとに、**1**の名簿の中からくじでその事件の裁判員候補を選びます。

**4** 選任手続期日のお知らせ(呼出状)・質問票の送付

**5** 裁判所で、候補者の中から裁判員を選ぶための手続が行われます。  
裁判長から、辞退希望がある場合の理由などについて質問されます。

**6** 裁判員が選ばれます。



**A** 調査票を活用し、明らかに裁判員になることができない人や1年を通じて辞退事由が認められる人は、裁判所に呼ばれることはありません。

**B** 質問票に基づいて辞退が認められた人は、呼出しを取り消されることになり、裁判所に行く必要はありません。

**C** この段階において、裁判員になれない理由のある人や辞退が認められた人は候補者から除外されます。また、検察官や弁護人の請求により、候補者から除外されることもあります。

**問6** 交通費や昼食代は支給される？

裁判員候補者または裁判員として裁判所に来た方全員に、日当と交通費が支払われます。

■裁判員および補充裁判員

1日当たり1万円以内

■裁判員候補者

1日当たり8000円以内

\*裁判所から家が遠いなどの理由で宿泊しなければならぬ場合、宿泊費が支払われます。

鹿児島地方裁判所川内支部では、評議や選任手続、審理をイメージ化した最高裁作成の映画「ビデオ・DVD」の貸し出しも行っています。



詳しくは次の問合先までお問い合わせください。

問合先 鹿児島地方裁判所 川内支部庶務課  
☎0996(22)2154